

令和5年度 事業計画

公益財団法人 日本博物館協会

I. 基本方針

令和5年4月より施行される「博物館法の一部を改正する法律」では、博物館が、社会教育はもとより文化振興を担う中核施設として、人々が健康で文化的な生活を送るために不可欠な社会基盤であることが改めて示された。また当該法律では博物館登録制度の見直しなど、多くの改正点が規定されており、博物館制度が大きな転機を迎えている。

このような状況下において、令和5年度の日本博物館協会の事業は、改正された制度を周知・共有しつつ、各博物館の活動充実と博物館全体の振興を図るために必要な諸事業の実施を重点に置き、会員施設をはじめとする博物館、文化庁等関係機関との連携の下に各事業の遂行に努め、博物館振興に寄与する。また、令和10年に当協会が100周年を迎えることを踏まえ、記念誌の出版等、記念事業の企画・準備を開始する。

II. 事業計画

1. 博物館の普及啓発に関する事業

1) 月刊誌「博物館研究」の刊行

博物館の総合研究情報誌として、内外の動向を反映しつつ博物館の取り組むべき課題について、毎号特集テーマを設定して内容の充実を図るとともに、博物館関連の最新情報、地方の動向及びICOM（国際博物館会議）を中心とする博物館の国際動向や海外ニュース等各種情報の提供に努める。また、発行部数の拡大に努め、今後の編集方針等についての検討を継続する。

2) 全国博物館大会の開催

第71回全国博物館大会を、千葉県博物館協会、千葉県、千葉県教育委員会、千葉市、千葉市教育委員会の協力のもとに、文化庁の後援を得て、11月15日（水）～17日（金）の3日間、千葉市文化センター（千葉市）他において開催する。本大会では、3日間にわたり博物館に関する諸問題について研究協議を行い、「博物館法改正元年 ーつながり、交差するー」（案）をメインテーマに、基調講演、全国博物館フォーラム、シンポジウム、分科会、施設見学等を行う。

3) 全国博物館長会議の開催

博物館運営の中核である館長を対象に、全国博物館長会議を、文化庁との共催の下、7月5日（水）に開催する。文化庁の博物館担当官等による令和5年度事業の行政説明及び当協会の令和5年度事業計画等の説明を行うとともに、博物館運営及び館長のリーダーシップなどについて事例報告やシンポジウム等を行う。また、第3回日本博物館協会賞受賞館のプレゼンテーションも行う。

2. 博物館に対する支援に関する事業

1) 博物館利用支援機器の支給

子育て世代、高齢者、障がい者等の博物館の利用の促進を図り、これらの人々の文化的、知的要求に応えるとともに、生き甲斐と豊かな生活を支援するため、一般財団法人日本宝くじ協会の助成を得て、車いすとベビーカーの支給を行う。

支給予定台数	車いす	90台
	ベビーカー 幌なし	81台

(一般財団法人日本宝くじ協会へ申請中)

2) 博物館絆プロジェクトの実施

本年度も、東日本大震災以降も多発する自然災害による博物館や文化財被害に対する支援と、国内外の博物館の防災体制充実に向け、「博物館絆プロジェクト」を継続する。

発災から12年経た東北の被災地については、令和5年度の文化庁の補助事業である Innovate Museum 事業において、岩手県立博物館を中核館とする博物館防災に係るネットワーク構築を中心に、昨年からの事業継続を図る（文化庁の令和5年年度文化芸術振興費補助金を申請予定）。

国立文化財機構を中心とする「文化財防災ネットワーク」の構成団体として、国内外の博物館の防災体制の整備を進めるとともに、同機構の「文化財防災センター」および、ICOMの「博物館防災国際委員会」等との連携により、全国の博物館の防災体制の整備に努める。

また、令和元年の台風19号の被災に係る川崎市市民ミュージアムや長野市立博物館への支援を必要に応じて継続するとともに、今後発生が危惧される大規模災害への対応を含め、引き続き募金・寄付の募集、救援事業への参加者募集を継続する。

3. 博物館に関する調査研究及び情報の収集・提供に関する事業

1) 博物館制度の在り方に関する調査研究

改正博物館法施行により、登録制度をはじめ新たな博物館法制度が運用される中で、今後に向けた課題の抽出や改善策の検討、また、今回の改正で継続審議事項とされた学芸員制度や養成の在り方について、引き続き文化審議会博物館部会での審議を踏まえつつ、日博協として独自の調査研究を行い、その情報を広く会員、博物館関係者に周知するとともに、必要に応じて広く議論する場を用意し、今後の博物

館制度の在り方について、全国の博物館関係者の意見を反映できるよう努める。

2) 新たな博物館登録制度の在り方等に関する調査研究

改正博物館法の施行から5年間の経過措置が設けられている新たな博物館登録制度について、法改正後の登録審査制度の運用の在り方、制度の周知・理解の促進等について、文化庁等との協議の下に、日博協として積極的に参画し、博物館全体の振興に資する博物館制度の充実に努める。

3) 日博協 100 周年事業・その他

令和10(2028)年に日博協が100周年を迎えるに際し、日博協及び日本の博物館の歴史をまとめた記念誌を出版することとし、調査研究、編集企画を行う委員会の設置等、必要な準備作業を開始する。また、博物館登録制度とも関連する博物館と著作権の問題、生物多様性の含む今後のSDGsと博物館の取組等に関し、外部機関等との連携を維持・強化を図るとともに、必要に応じて委員会の設置も検討する。

4) 博物館総合調査

博物館制度の検討のための貴重な基礎データであり、各博物館の運営改善にも重要な役割を持つ博物館総合調査について、令和5年度は、総合調査に係る委員会を組織し、11月ごろを目途に調査を実施する予定で準備を行い、令和6年度中に報告書を作成することを目標に必要な作業を進める。また、過去3年間で行ってきたコロナ禍が博物館運営に及ぼした影響についての取りまとめを行う。

5) 博物館に関する情報の提供

- ① 全国博物館園職員録等を刊行し、博物館活動に必要な情報を提供する。
- ② 全国の博物館の所在地、交通案内、収蔵品、常設展示等について記載した全国博物館総覧の編集を行い、博物館活動の連携を推進するための情報を提供する。

4. 博物館関係者の資質の向上に関する事業

1) 研究協議会の開催

博物館の学芸員をはじめ職員の資質の向上を図るため、博物館制度の在り方をはじめ、博物館が直面する諸課題を研究協議し議論を深めるために、年度中に2~3テーマを設定し開催する。なお、開催形式については、近年の参加者ニーズを勘案し、ハイブリッドやオンライン等も含

めて柔軟に対応する。

2) 顕彰の実施

博物館に永年勤続し功労のあった博物館職員等に博物館功労賞を授与するとともに、前年度「博物館研究」に掲載された優れた論文について棚橋賞を、また、優れた実践報告等に対する論文に博物館活動奨励賞を授与し、その功績を顕彰する。

また、令和2年に新たに創設した「日本博物館協会賞」の第4回目の受賞館を表彰するとともに、毎年秋に開催される **the Best in Heritage(TBIH)**に日本の代表館として推薦した。なお、2023年 TBIH は実開催ではなく、デジタル開催となることが決定している。

第5回「日本博物館協会賞」選考委員会は令和6年2月に実施する。

3) 美術品梱包輸送技能取得士資格認定事業の実施

平成24年度から試行実施した美術品梱包輸送技能士資格認定事業（平成25年度から美術品梱包輸送技能取得士資格認定事業と改称）については、平成25年度に1級（上級）資格の試行試験を終了したことに伴い、平成26年度から、3級（初級）、2級（中級）、1級（上級）について、本格実施し、3級合格者は既に400名を超えた。

認定試験実施時期は、1級8月初旬、2級および3級は令和6年2月を予定している。

大手業者と中小業者で合格率、合格者数の格差が生じているため、中小業者の梱包技術向上を目的として、実技ビデオのホームページ上での公開を継続する。

また、資格認定制度の普及を図るため、各博物館及び関係機関に、美術品の梱包輸送に当たっては、本認定資格者を有する美術品取扱い業者を優先して採用するよう引き続き働きかけを行う。

5. 博物館の国際交流に関する事業

1) 国際発信・国際交流体制強化の継続

世界的に新型コロナウイルス感染症の影響が薄れ、国際的な人の移動が活発化するとともに、オンライン環境でのコミュニケーションが進展する状況を踏まえ、ICOMを中心とする国際的な博物館活動への積極的参加により、ICOM 京都大会のレガシーを確実に継承し、国際的に活動できる日本人人材の育成を支援することを中心に、今後の日本の博物館振興につなげるべく国際発信・国際交流を促進する取組を引き続き強化する。

・国内会員の会員数維持とさらなる拡大に向けて、引き続き ICOM 日本委員会のホームページの充実を図り、ICOM 関連情報の迅速な提供とと

もに、英語による日本の博物館に関する情報、国内外博物館の ICOM 会員への優遇施設情報等の発信等、内容の充実を図る。

- ・本年6月にパリで開催予定の ICOM 年次総会大会（オンライン形式での開催）に日本からも参加し、本部等との連携を強化するとともに、増加しつつある日本人の ICOM 国際委員会ボードメンバー等について、文化庁補助金等の活用による国際会議等への出席・発表等を支援し、日本の博物館の国際発信とともに、国際組織で活躍できる人材の育成を促進する。
- ・博物館防災国際委員会（DRMC）との連携をはじめとして、国際的な博物館の防災体制に整備に努め、必要に応じた支援を行う。
- ・国内の事業としては、博物館セキュリティ国際委員会(ICMS)が計画中の日本での総会・研究大会の開催について、日本委員会も実行委員会の一員として参画し、博物館の危機管理等についての議論を深める。

2) 「国際博物館の日」事業の実施

ICOM が世界規模で行う「国際博物館の日」事業として、博物館が社会に果たす役割について広く市民にアピールすることを目的として、令和5年（2023年）の国際博物館の日のテーマ“Museums, Sustainability and Well-being”（博物館の持続可能性とウェルビーイング-仮訳）に沿って、5月18日の「国際博物館の日」を中心に、全国の各博物館において、入館料の減免、記念品の作成・配付、特別展や講演会の開催等の記念行事を展開する。また、本事業の広報のために PR 用ポスターを作成し、国内の各博物館及び関係機関に広く配布することにより、博物館の存在と活動の広がりをアピールする。

また、ICOM 日本委員会等との共催で、記念シンポジウムを5月21日（日）に開催する。

6. 新型コロナウイルス感染拡大の博物館への影響に関する対応

- 1) 感染予防に対する補助事業の終了後の対応については、政府の指針に則り「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」の適切な改定等を行うとともに、5月以降、5類に変更となった場合は、その後の状況にも考慮しつつ、博物館現場の感染予防対策の在り方等、運営の参考になるよう、引き続き相談対応や助言を行える体制を確保する。
- 2) 新型コロナウイルス感染拡大が博物館運営にもたらしている影響について、全国の会員館を中心にアンケート調査を実施し、これまでの調査を含めデータを整理分析し、まとめた結果を博物館関係者に

発信・共有し、コロナ禍で学んだ様々な教訓を活かしつつ博物館活動の持続的継続に向けた検討を行う。

7. その他この法人の目的を達成するために必要な取組み

- 1) 各地区単位の博物館の会議に共催者として職員の派遣及び情報提供等の支援を行う。
- 2) 当協会のホームページを刷新し、会員各館園を有機的に結び付けかつ機能的で使いやすいものとする。
- 3) 希望会員館園を構成員として、施設賠償責任保険（賠償責任保険制度）及びレジャー・サービス施設費用保険（見舞金制度）の団体加入の周知と加入促進に努め、入館者に対する安心・安全の確保を図る。
- 4) 本事業計画の確実な達成に向けて協会事務局の組織強化を図る。
 - ① 業務効率向上を目的として、IT基盤の見直し、改善を行う。
 - ② 目標管理制度の導入に着手するとともに、自己啓発を奨励することを通じて、事務局員の能力向上を促し、次世代マネジメントの早期育成を行う。